

## 金融機関の防犯対策等について

〔平4.4.1 歳銀第462号〕  
各金融団体代表者宛

今般、通達等の見直しを行い、標記に関する通達等については明確化を図るため下記のとおり整理統合したので、御了知のうえ、貴会下金融機関に対し周知願いたい。

### 記

金融機関の防犯対策等については、従来から再三にわたり指導の徹底方を御配慮願ってきたところであるが、別添のとおり警察庁刑事局長及び保安部長からの依頼が数次にわたり行われているので、国民の生活との結びつきが強い金融機関の位置付けを認識し、社会的信頼を損なうことのないよう、今後とも防犯の強化及び犯罪防止に速断なきを期されたい。

1. 警察庁丙防発第10号 昭和49年5月21日 警察庁保安部長発 金融機関の防犯対策に関する指導方について（依頼）……文出別添1
2. 警察庁丙防発第5号 昭和54年2月26日 警察庁保安部長発 金融機関の自主警備体制の強化に関する指導方について（依頼）……文出別添2
3. 警察庁丙防発第22号 昭和54年5月11日 警察庁保安部長発 金融機関の防犯対策の強化に関する指導方について（依頼）……文出別添3
4. 警察庁丙防発第10号 昭和61年2月28日 警察庁保安部長発 郵送方式によるC/Dカード交付方の徹底について……文出別添4
5. 警察庁丙防発第25号 昭和61年11月26日 警察庁保安部長発 現金輸送に対する防犯指導及び警戒活動の強化について……文出別添5

6. 警察庁丙刑金発第36号・警察庁丙防金発第37号 昭和63年10月26日 警察庁刑事局長・保安部長発 偽造C/Dカード等利用による犯罪防止対策について……文出別添6
7. 警察庁丙防金発第18号 平成3年6月5日 警察庁保安部長発 現金自動支払機等の防犯対策の強化に関する指導方について（依頼）……文出別添7

なお、本件整理統合により、次の通達は廃止する。

- ・昭和49年5月30日歳銀第1956号「金融機関の防犯対策について」
  - ・昭和54年3月1日歳銀第354号「金融機関の自主警備体制の強化について」
  - ・昭和54年5月17日歳銀第1110号「金融機関の防犯対策の強化について」
  - ・昭和61年3月14日歳銀第443号「金融機関のキャッシュカードの交付について」
  - ・昭和61年12月1日歳銀第2950号「現金輸送に対する防犯指導及び警戒活動の強化について」
  - ・昭和63年11月10日歳銀第2219号「偽造キャッシュカード等利用による犯罪防止対策について」
  - ・平成3年6月5日歳銀第1157号「現金自動支払機等の防犯対策の強化について」
- さらに、次の口頭指導についても廃止することとしたので、併せてご了知願いたい。
- ・昭和49年8月21日「現金自動支払機にかかる防犯対策について」（銀行局総務課長発）
  - ・平成元年6月29日「郵送方式によるC/Dカード交付方の再徹底について」（銀行局銀行課、中小金融課発）

（別添1）  
金融機関の防犯対策に関する指導方について（依頼）

金融機関の防犯対策につきましては、昭和46年3月「金融機関の保安基準」の推進に当たりご協力をいただくなど、平素からご尽力をいただいているところでありますが、5月

17日、大阪の大和銀行阿倍野橋支店において現金4,000万円を強奪される事件が発生し、模倣性の強いこの種の事犯は、今後も発生が予想されるところであります。

さて、今回の事件の発生にみられた防犯上の教訓といたしまして、「非常通報装置が作動しなかつたこと、警察の信用性を濫用されたこと、通川口の来客確認がなされていなかつたことなどが挙げられております。」

この点につきましては、従来もしばしば危惧されていた問題点でもあり、これを機会に金融機関に対し行政指導をすることによって犯罪の防止の万全を期する必要があるものと思われま。

ついては、貴省庁におかれましては、下記事項により、関係金融機関に対し一層の犯罪防止のための指導方をお願いいたします。

なお、本件の措置結果について、お手数ながら当庁への回報を煩わしく併せてお願いいたします。

（参考）本付送付先）

大蔵省銀行局長  
農林省農林経済局長  
水産庁漁政部長  
中小企業庁計西部長  
郵政省大臣官房首席監察官  
労働省労政局長

### 記

1. 防犯設備の点検等の強化  
非常通報装置等の防犯設備が緊急時に必ず作動する状態になっているか、設置場所が適切であるか等について早急に点検を実施するとともに、特に点検責任者をきめて、常に点検を行うなど、責任体制の確立を図る。  
なお、防犯設備（非常通報装置等）の未整備の店舗については、実情に応じてその整備を図る。
2. 防犯訓練実施要領の徹底  
警察が防犯訓練を実施する場合には、必ず事前に警察側の責任者が金融機関の責任

者に面接し、その実施要領を打ち合わせた後に行うのであって、電話等で訓練実施の連絡は行わないことをよく徹底し、電話等での連絡があつたときには、必ず警察署に対する確認をするとともに、ニセ電話の際には警察への通報をする。

3. 通川口の来客確認の徹底  
閉店直後及び営業時間外の通川口からの出入者に対し、警備員の配置、防犯器具の整備等によつて確認の徹底を図る。
4. 「C/D」システムの防犯措置の強化  
最近、都市部に現金自動支払機（キャッシュ・デスペンサー）が出現し利用されているが、将来、この種機械に対する犯罪も予想されるので、防犯上とくに、支払機及び設置場所の安全性、現金の輸送時の安全性、利用者への安全確保等について十分考慮を要する。  
（別添2）

金融機関の自主警備体制の強化に関する指導方について（依頼）

金融機関に係る防犯対策の推進につきましては、平素格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最近、金融機関を対象とした強盗事件が連続的に発生しており、本年においても2月25日現在で、既に昨年同期を大幅に上回る19件に達しております。また、その犯行態様が、銃器を使用するなど著しく凶悪化しているほか、大阪三菱銀行事件を模倣したと見られる犯行が多発するなど極めて憂慮すべき事態を迎えております。

このような情勢に対処するため、警察におきましては、金融機関に対する警戒の強化と強盗事件の早期検挙の促進について協力を挙げて取り組んでいるところでありますが、金融機関の自主警備体制につきましては、別添のとおり都道府県警察に指示してありますので、貴省庁におかれましては、関係金融機関に対し、自主警備体制を更に強化するよう指

府方お願いいたします。

(参考・本稿送付先)

- 大蔵省銀行局長
- 農林水産省経済局長
- 水産庁漁政部長
- 中小企業庁計画部長
- 郵政省大臣官房官房長
- 労働省労政局長

別記

各金融機関に対する防犯指導に当たっては、「金融機関の保安基準」によるほか、警戒員の増強配置、防犯設備の充実、事件発生時における警察に対する通報連絡要領の徹底等自主警備体制を更に強化するよう、強力に働き掛けること。

なお、事件発生時における対処方法については、人命尊重を原則とし、警察に対する迅速な通報と、犯人の特徴、使用車両、逃走方向の確認等に努めるとともに、事件の内容、緊迫度等に応じて、冷静かつ柔軟に対応するよう指導すること。

(別添3)

金融機関の防犯対策の強化に関する指導方について(依頼)

金融機関に係る防犯対策の推進につきましては、平素格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、金融機関を対象とする強盗事件は、昨年以来急激な増加を示しており、また、銃器使用事件、人質事件が多発するなどその犯行態様も著しく凶悪化しております。

警察におきましては、昭和46年に「金融機関の保安基準」を作成し、これに基づく防犯指導等を推進してまいりましたが、このたび、この種事件の未然防止と早期鎮圧の観点からその見直しを行い、別添のとおり「金融機関の防犯基準」を作成いたしました。

貴省庁におかれましては、この基準を参考とされて、所管の金融機関に対し、防犯対策の強化に関する指導の徹底方をお願いいたし

ます。

なお、このような趣旨につきましては当方において都道府県警察へも通達いたしましたので貴省庁の下部機関に対しましても、都道府県警察と連絡協調をとられるよう併せて指導方をお願いいたします。

(参考・本稿送付先)

- 大蔵省銀行局長
- 農林水産省経済局長
- 水産庁漁政部長
- 中小企業庁計画部長
- 郵政省大臣官房官房長
- 労働省労政局長

(別添) 略

(別添4)

郵送方式によるCDカード交付方の徹底について

金融機関の防犯対策につきましては、平素からご尽力をいただいているところでありますが、最近、別記のとおり、偽名の口座に現金を振り込ませ、CDカードで引出そうとした恐喝事件が多発しており、模倣性が高いこの種事件が今後更に増加することが予想されます。

このような形で、CDカードが悪用される原因は、窓口でCDカードが安易に交付されているところにあると思われれます。

つきましては、この種事件の防止に万全を期するため、貴職におかれまして、関係金融機関に対し、郵送方式によるCDカード交付方の徹底をご指導いただきますようお願いいたします。

なお、本件の措置結果について、お手数ながら当職への回報を煩わたく、併せてお願いいたします。

(参考・本稿送付先)

- 大蔵省銀行局長
- 農林水産省経済局長
- 水産庁漁政部長
- 中小企業庁計画部長

郵政省大臣官房首席監察官

労働省労政局長

(別記) 略

(別添5)

現金輸送に対する防犯指導及び警戒活動の強化について

金融機関に係る防犯対策の推進につきましては、平素格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昭和61年11月25日、東京都内において現金輸送中の警備会社職員が襲われ、多額の現金を強奪される事案が発生し、大きな社会的関心をよんでおりますが、この種事案の特性から根拠による統廃が懸念されることとあります。

この種事案につきましては、すでに「金融機関の防犯基準」(昭和54年5月11日付け、警察庁内防第22号「金融機関の防犯対策の強化に関する指導方について(依頼)」)により防犯対策を御指導いただいているところでありますが、今回の事案での防犯対策上の問題点にかんがみ、この種事案の防止に万全を期するため、貴職におかれまして、関係金融機関に対し、特に下記の点に留意した防犯対策の強化を御指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の措置結果について、お手数ながら当職への回報を煩わたく、併せてお願いいたします。

(参考送付先)

- 農林水産省経済局長
- 水産庁漁政部長
- 中小企業庁計画部長
- 郵政省大臣官房首席監察官
- 労働省労政局長

記

1. 現金輸送車からの現金搬送用トランクの積込み、積卸しは、路上で行うことなく付属駐車場等構内で行うよう努めること。

なお、所要の専従警備員等により、出入

口、店内及び外周の警戒をさせ、又は必要な場所へ監視用テレビを設置して警戒するなどの方法で不審者の有無を確認後、防犯責任者等が立会いの上で行うなど、防犯体制の確立に努めること。

- 現金輸送車には通信器材を搭載し防犯責任者や現金輸送センターの責任者などが常時指揮掌握できるように配慮するとともに、輸送の時間、路線を適宜変更するなど、運行の画一化を避けること。
- 現金搬送用トランクを現金輸送車に固定させるなどの奪取防止方策を講じるように努めること。

(別添6)

偽造CDカード等利用による犯罪防止対策について

最近、偽造CDカードを作成し、東京都内の複数の都市銀行の現金自動支払機から現金を引き出すという犯罪が発生したのを始め、依然としてCDカードを利用した犯罪が多発しているところであります。

この種犯罪の捜査に当たっては、警察が最善の努力をすることは言うまでもないこととありますが、国民に与える影響や重大性にかんがみ、貴省におかれまして関係金融機関に対して、次の措置を採るよう指導されることを強く要請するものであります。

記

1. 利用明細票の的確な処分

- ポスター等により、利用明細票は必ず持ち帰るよう利用者と呼びかける
- 利用明細票が、第三者の手に渡らないような工夫を図る(例えば、CDコーナーにゴミ箱を置く場合には、そこに捨てられた利用明細票が外から安易に取り出せないよう工夫する等)

などの措置を講ずること。

2. 「ゼロ暗証システム」への早期移行  
「ゼロ暗証システム」へ移行していない

貴関係金融機関に対して早期移行を促すこと。

3. 暗証番号の適正な管理等の指導

○ 暗証番号が第三者に知られたり、容易に推測されたりすることがないよう、キャッシュカードと同カードの暗証番号を記載したメモや暗証番号が推測できるもの（例えば、生年月日の分かる自動車運転免許証等）を一緒に保管しない、など、暗証番号の適正な管理を行うことを利用客に要請するとともに、キャッシュカードの盗難・遺失に十分注意するよう呼び掛けること。

送付先

監 督 官 庁	傘下金融機関協会等
大蔵省 銀行局長	全国銀行協会連合会会長、全国相互銀行協会会長、全国信用金庫協会会長、全国信用組合中央協会会長
農林水産省 経済局長	全国信連協会会長、農林中金
中小企業庁 計画部長	商工中金
郵政省 貯金局長	
労働省 労政局長	全国労働金庫協会理事長

(別添 7)

現金自動支払機等の防犯対策の強化に関する指導方について (依頼)

金融機関等に係る防犯対策の推進につきましては平素格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり金融機関等設置の現金自動支払機(CD)及び現金自動預払機(ATM)を対象とする窃盗事件は、全国的に多発しておりまして、警察では、この種犯罪を

防止するため、CD機等の防犯診断を実施し、必要により設置者等に対して防犯措置の改善を指導するなどの活動を推進しているところでありますが、このたび防犯対策の観点から別添のとおり「現金自動支払機(CD)等の防犯基準」を作成しました。

貴省庁におかれましては、所管の金融機関等に対し、この基準に基づき防犯対策を強化するよう指導方お願いいたします。

なお、この趣旨につきましては当方において都道府県警察へ通達いたしましたので、貴省庁の下部機関に対しましても都道府県警察など連絡協調をとられるよう併せて指導方をお願いいたします。

(参考・本信送付先)

- 大蔵省 銀行局長
- 農林水産省 経済局長
- 水産庁 庁長官
- 中小企業庁 計画部長
- 郵政省 貯金局長
- 労働省 労政局長

現金自動支払機(CD)等の防犯診断を実施し、必要により設置者等に対して防犯措置の改善を指導するなどの活動を推進しているところでありますが、このたび防犯対策の観点から別添のとおり「現金自動支払機(CD)等の防犯基準」を作成しました。

貴省庁におかれましては、所管の金融機関等に対し、この基準に基づき防犯対策を強化するよう指導方お願いいたします。

なお、この趣旨につきましては当方において都道府県警察へ通達いたしましたので、貴省庁の下部機関に対しましても都道府県警察など連絡協調をとられるよう併せて指導方をお願いいたします。

(参考・本信送付先)

- 大蔵省 銀行局長
- 農林水産省 経済局長
- 水産庁 庁長官
- 中小企業庁 計画部長
- 郵政省 貯金局長
- 労働省 労政局長